

さいのおはいじあと 齋尾廃寺跡

国特別史跡 山陰唯一の法隆寺式伽藍

齋尾廃寺跡は、JR 山陰線浦安駅の南東約 2.6 km に所在し、加勢蛇川右岸約 0.8 km の標高 41 ~ 47 m の低丘陵の緩斜面に立地します。

白鳳期創建の寺院で、金堂跡や塔跡、講堂跡のほか、中門跡と推察される土壇跡が地上遺構として良く残り、これらの主要伽藍は法隆寺式伽藍配置を採用します。出土遺物では、^{そぞうへん}塑像片・^{せんぶつ}仏頭・^し埴輪・^び鬼瓦があります。また、創建期の軒丸瓦には紀寺式、軒平瓦には法隆寺式系統のものがあり、いずれも山陰地方に類例はありません。金堂跡、塔跡、講堂跡、推定中門跡の主要伽藍地は昭和 10 年に史跡指定、昭和 27 年に特別史跡指定がされました。

昭和 62 年度～平成元年度に実施された確認調査により、伽藍地、寺院地と推定される範囲を区画した溝が確認されました。また、平成 30 年度に実施した調査では、「八寺」と墨書された土器が出土し、当時の寺名も明らかになりました。

現在琴浦町では、この寺院地の範囲を齋尾廃寺の実態を知るために欠くことのできない遺跡として、追加指定の取り組みを行っています。



齋尾廃寺跡出土遺物

かたみじんじゃ 方見神社

古代の郷名を残す神社

齋尾廃寺跡の西北約 1.2 km 地点、八橋往来（現県道倉吉東伯線）沿いに立地します。かつては天照皇大神宮・上伊勢大神宮などと呼ばれていました。創建時代は明らかではありませんが、奈良時代に土佐より当地に移った池田王が神主になったという伝承が伝わるほか、四至四町の除地を有し、伊勢神宮に模して野の宮・齋王殿・着到殿などを構えたといわれます。隨身門に安置されている 2 体の武装した神像・隨身像（県保護文化財）は、寄せ木造りで鎌倉時代の作で本格的な隨身像として貴重な文化財です。



方見神社と隨身像

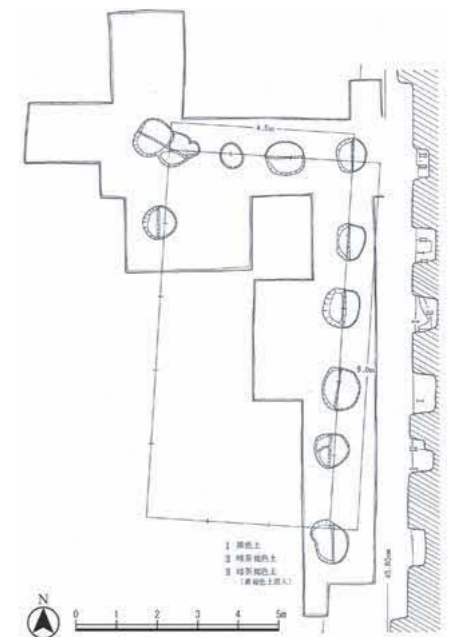
いせのいせき 伊勢野遺跡

大型掘立柱建物発見 齋尾廃寺の^{だんおつ}檀越の住居か？

齋尾廃寺跡が立地する台地と谷を挟んだ西側の台地に位置します。昭和 53 年に、ほ場整備事業等に伴う試掘調査と小規模な発掘調査が行われています。

古代の遺構としては、桁行 5 間（約 9.0 m、柱間寸法約 1.8 m）・梁行 3 間（約 4.5 m、柱間寸法約 1.4 m）の南北棟の掘立柱建物がみつかっています。

この掘立柱建物の性格は不詳ですが、その平面規模や柱掘方の大きさ（直径約 1 m）からみて、豪族の居宅あるいは官衙関連施設などを構成する建物であった可能性が考えられています。



大型掘立柱建物

しもさいのおかんがいせき
下齊尾官衙遺跡
 しもさいのお1号いせき
下齊尾1号遺跡

大型建物、区画施設発見
古代道路発見

下齊尾官衙遺跡で検出された官衙遺構には、掘立柱建物1棟と区画溝4条があります。掘立柱建物SB01は桁行5間（約10.50m、35尺）・梁行3間（約5.40m、18尺）の南北棟の大型掘立柱建物です。柱掘方は一辺1mを超える方形を呈し、柱間寸法は概ね桁行7尺（210cm）等間、梁行6尺（180cm）等間である。同位置に同規模で建て替えられており、長期にわたってその機能が踏襲されたとようです。

区画溝SD12～15は、SB01と同方位の大規模な素掘り溝で、連続土坑状を呈する特徴的な掘削方法によって掘り込まれています。

上記の点から、SB01は官舎など重要な施設の一部であり、SD12・15は、その官衙地区の北東部の外周を区画した溝であったと推定されています。

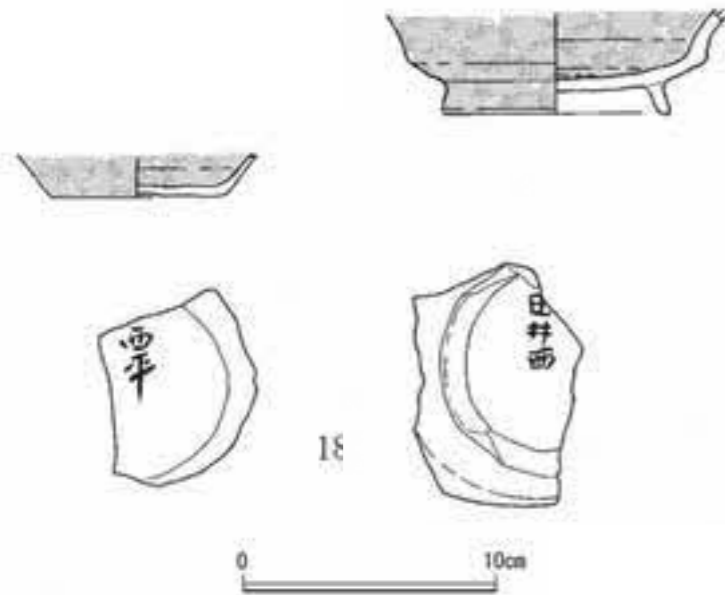
また、官衙遺構のほかに調査区北側ではN-25°～26°-Wの方向にのびる溝が3条確認されています。両端の溝は心々間距離で約9mで、水溜り・駕籠据場遺跡同様、古代の官道と思われます。間にある溝も西の溝と心々間距離で約6mあることから、官道が縮小された痕跡と思われます。



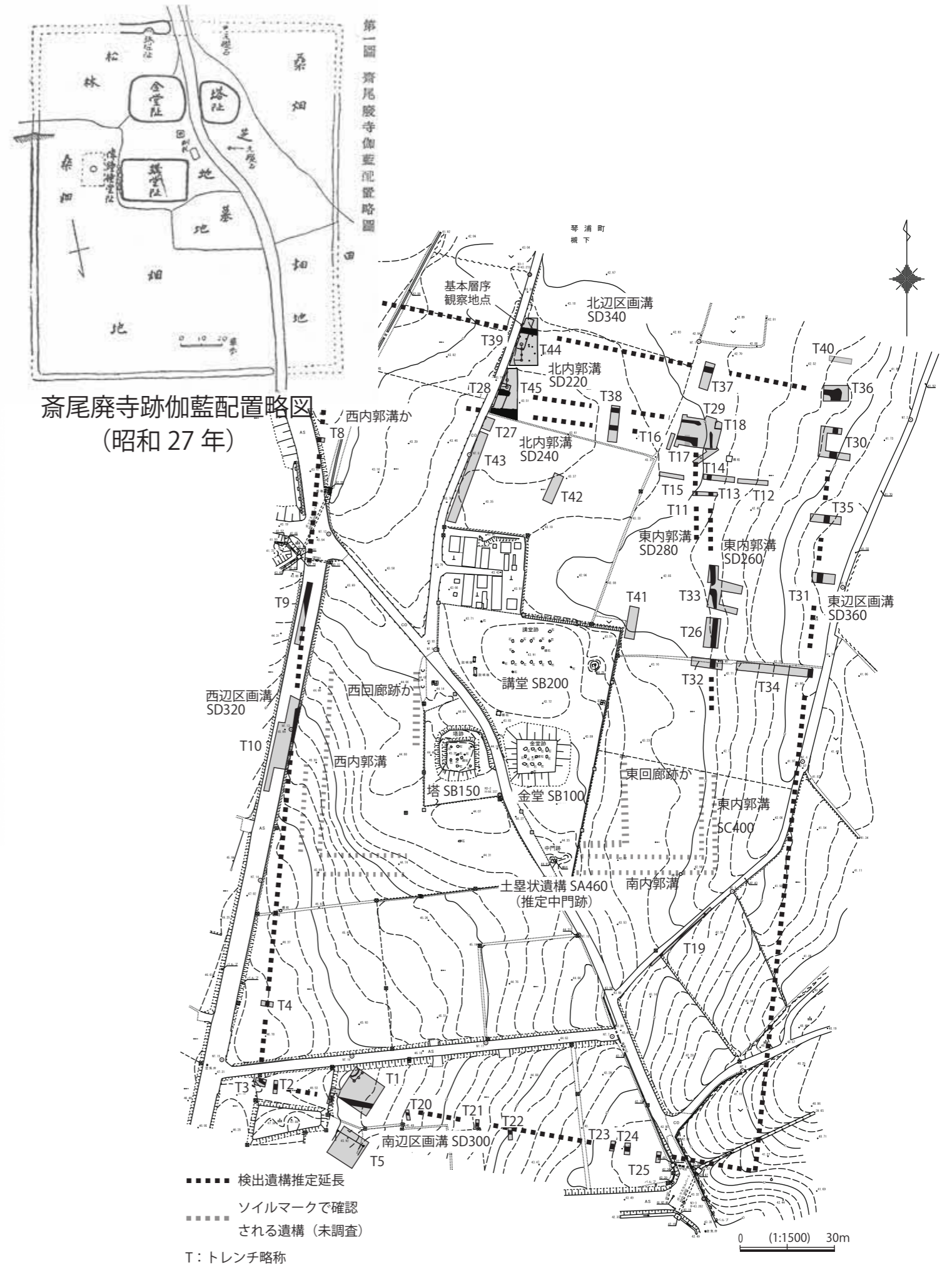
下齊尾官衙遺跡・下齊尾1号遺跡
 でみつけた遺構



官衙関連遺構



出土墨書土器



齋尾廃寺跡伽藍配置略図
 (昭和27年)

齋尾廃寺跡遺構・トレンチ配置図

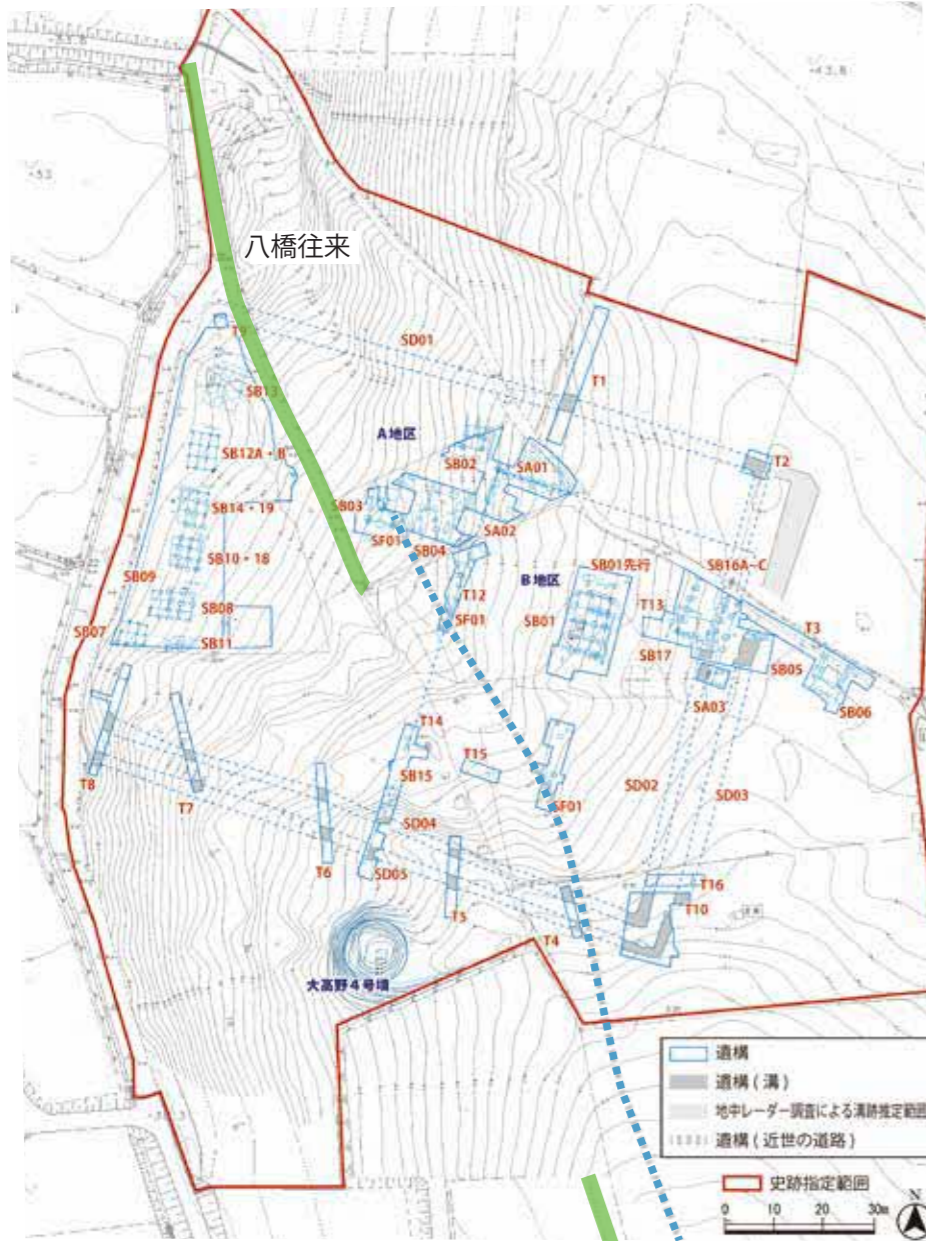
●●●● 検出遺構推定延長
 ソイルマークで確認
 される遺構 (未調査)
 T: トレンチ略称

おおたかのかんがいせき 国史跡 大高野官衙遺跡 古代八橋郡の正倉院

大高野官衙遺跡では、北辺・南辺・東辺を溝、西辺を谷の自然地形で区画した、南北105m、東西130mほどの範囲に、7世紀末から9世紀かけての総柱高床倉庫を主体とした建物群（23棟）が整然と配置されていました。総柱の高床倉庫には、同じ場所で掘立柱から礎石建ちへと建て替えられているものが多いほか、出土した炭化穀類から火災に遭った倉庫があったことも確認されました。

このような特徴から、大高野官衙遺跡の方形区画は、田租や出挙等によって徴収した穀類の収納、稲穀の永年貯積を目的とする倉庫群が設けられた場所であり、八橋郡の正倉院と考えられます。

正倉群が丘陵上に立地することや外周に溝を巡らした敷地内に設けられていることは、倉庫令の「凡倉 皆於高燥処置之 側開池渠」という規定に従って造営された姿を具体的に示しています。



大高野官衙遺跡で見つかった遺構

また、遺跡を南北に縦断する近年まで使われてきた道路は八橋往來の後身の道路とみられ、発掘調査でも幅3.6mの江戸時代に利用された八橋往來とみられる道路跡が見つかってます。時期により若干の移動があったようです。



礎石建物



みつかった炭化穀類

みずたまり・かごすえばいせき 水溜り・駕籠据場遺跡 古代道路発見

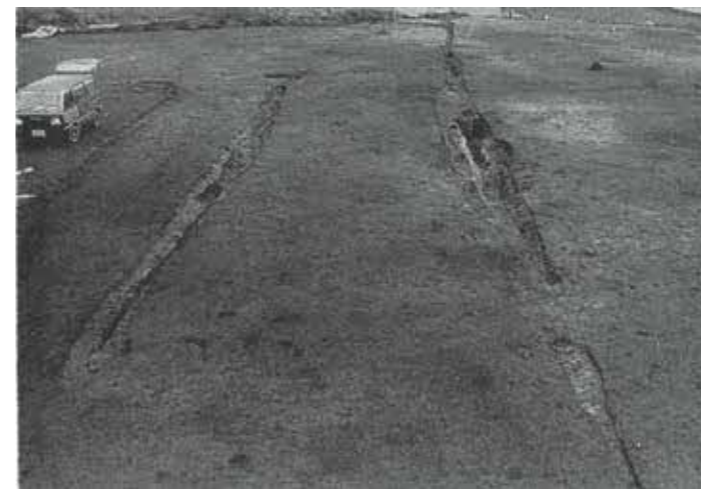
水溜り・駕籠据場遺跡は大高野官衙遺跡の東側、同一丘陵にあります。

3×2間の小規模な掘立柱建物が多くみつかり、奈良時代から平安時代前期にかけて集落が営まれていました。出土遺物には「福」、「平(?)」などの墨書土器もみられます。

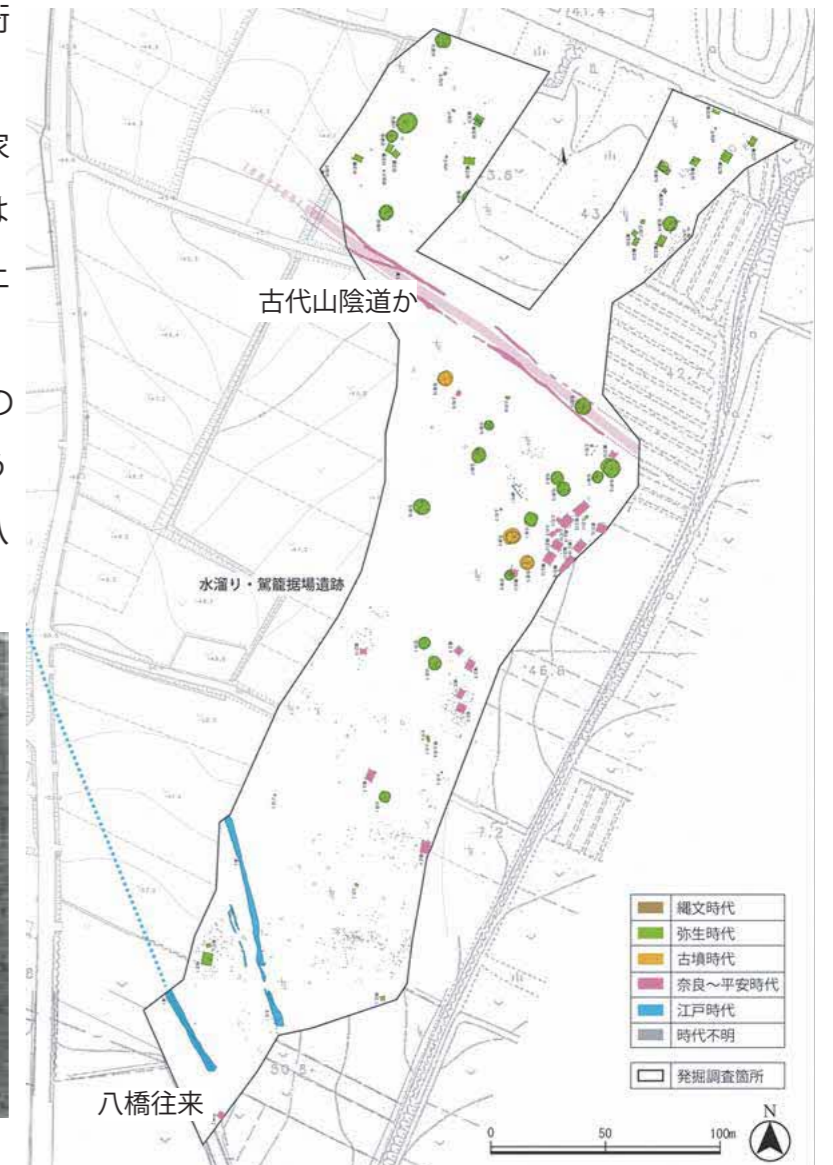
調査区北寄りでは、下斉尾1号遺跡で検出した溝と同様の2条の溝（溝4・5）が約150m確認されています。溝の幅は約1m、両溝の心々間距離は9m前後を測り、出土遺物も8世紀後半から9世紀のもので下斉尾1号遺跡の例と一致することから、古代道路の側溝であった可能性があります。

溝の方向はN-49°～51°-Wで、北西方に延長すると、大高野官衙遺跡の北辺をかすめ、下斉尾1号遺跡に向かう位置関係にあります。両遺跡の道路遺構は、古代官道に相応しい幅員を有し、出土遺物とその時期からみて、古代山陰道の駅路あるいは国府と郡衙や郡衙間をつなぐ官道であった可能性が高いです。ちなみに琴浦町域では八橋が山陰道清水駅家の推定地とされており、水溜り・駕籠据場遺跡は伯耆国府からこの清水駅推定地に向かうルート上に位置します。

また、調査区の南側では、幅4mほどの近世の溝が2条みつかり、底面にわだちのような痕跡があることから、大高野官衙遺跡に残る八橋往來の一部と考えられます。



古代山陰道と思われる道路跡



水溜り・駕籠据場遺跡で見つかった遺構